

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	令和3年5月27日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
株式会社佐藤企業 国土交通大臣許可（特-29）第13375号	佐藤 謙一	新潟県新潟市中央区 東堀前通一番町345番地

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和3年6月15日から令和3年6月21日までの7日間

3. 処分理由

株式会社佐藤企業の元代表取締役副社長が、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を株式会社佐藤企業に受注させることを要求し、その実行について、上記建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、その実行について、威迫の行為を行ったとして、元代表取締役副社長が、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、この刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ (富山県) 富山県政記者クラブ (石川県) 石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 松原 (内線6119) 計画・建設産業課長補佐 渡邊 (内線6142) Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746